

## 改修内容及びバージョンアップの方法について

### 1 改修内容

- (1) 不動産登記申請及び商業・法人登記申請の申請書作成・編集時において、漢字検索機能を使用して、戸籍統一文字コードを利用した外字の入力を可能とする(機能の詳細は改版後の手引書を参照してください)。
- (2) 不動産登記手続の「登記事項／地図・図面証明書交付請求書」の申請書作成・編集時において、請求者が物件情報の直接入力を選択した場合、「所在」欄に地番の入力は不要である旨の文言を追加する。
- (3) 電子公証手続の以下申請書様式において、申請書へ添付可能なファイル数の上限を電子公証システムで受信可能なファイル数に準じた数に変更する。
  - ・日付情報の付与（1ファイルまで添付可能とする）
  - ・電磁的記録の認証（1ファイルまで添付可能とする）
  - ・情報の同一性に関する証明（3ファイルまで添付可能とする）
- (4) 商業・法人登記手続の「交付請求書(登記事項証明書)」及び「交付請求書(印鑑／登記事項証明書)」において、証明書種類を選択するプルダウンの初期値を「現在事項証明書」から「履歴事項証明書」へ変更する。
- (5) 商業・法人登記手続の「交付請求書(登記事項証明書)」及び「交付請求書(印鑑／登記事項証明書)」において、申請書作成・編集の際、一部事項請求を選択した場合に表示する、「請求事項区」の注意文言を変更する。
- (6) 商業・法人登記手続の「交付請求書(登記事項証明書)」及び「交付請求書(印鑑／登記事項証明書)」において、申請書作成・編集の際一部事項請求を選択した場合において、請求事項区を何も選択していないとき、又は「その他」を選択したが、入力欄に何も入力していないときに、入力チェックエラーとするよう変更する。

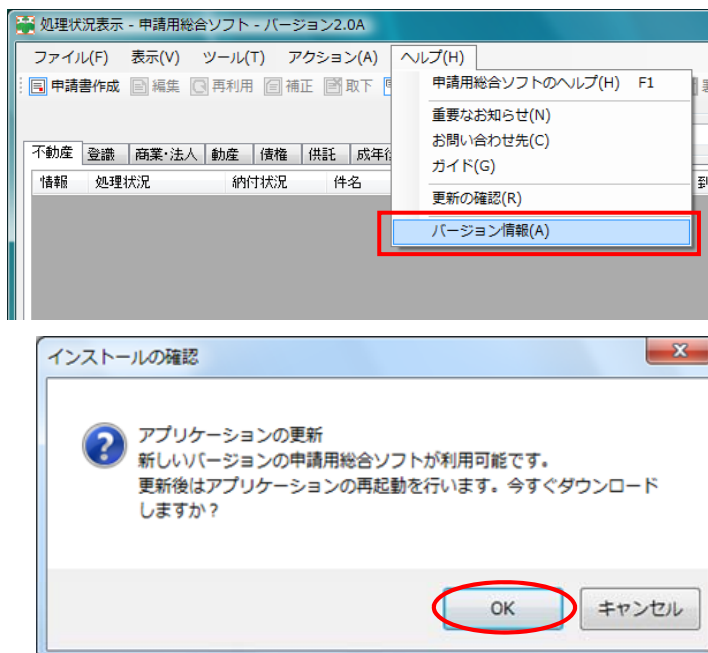
### 2 バージョンアップの方法

- (1) 平成24年10月26日(金)午後10時以降、PCがインターネットにつながった状態で申請用総合ソフトを起動すると、自動的にバージョンチェックを行った後に「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されますので、「OK」ボタンをクリックしてバージョンアップをします。

「スキップ」をクリックすると、クリックしてから1週間は、「利用可能な更新があります」ダイアログが表示されません。(2)の「ヘルプ」メニューからの更新を行ってください。



- (2) 既に申請用総合ソフトを起動している状態で「ヘルプ」メニューの「更新の確認」をクリックすることで、最新の申請用総合ソフトに更新することができます。更新後は、申請用総合ソフトが再起動されますので、処理状況表示画面以外の窓は、全て閉じた後に更新してください。



- (3) 申請用総合ソフトのバージョンアップは、土曜日、日曜日、祝日を含め24時間いつでも可能です。

バージョン1.3B以前の申請用総合ソフトを御利用の場合は、申請用総合ソフトの再インストールが必要となりますのでご注意ください。

なお、このバージョンアップでは、申請書様式の更新をしないため、バージョンアップ前に作成した申請データは、そのまま利用することができます。